

庁議付議事項概要書

協議事項・報告事項		令和6年6月13日提出	
件名	笛吹市の文化施設の在り方に関する 検討について	部局名	総合政策部
概要	本市の文化施設については、個別施設計画において、文化施設の展示は、各施設に特色を持たせ、差別化を図ることを基本方針としているが、全体の在り方について議論できていない。 令和5年笛吹市議会第4回定例会の一般質問「笛吹市博物館（春日居郷土館）と笛吹市青楓美術館の統合について」に対し、「本市の文化施設全体の在り方について、本来は政策的な見地を含め、総合的に議論する必要がある。検討委員会などを設置して検討していきたい。」と答弁した。 このことから、笛吹市教育委員会の権限に属する事務のうち文化施設の在り方に関する検討に係る事務を総合政策部長に委任し、政策的な見地を含め、将来を見据えた望ましい文化施設の在り方に関する検討をするため、政策課において、笛吹市文化施設の在り方に関する検討委員会を立ち上げ、協議することとした。		
経過	令和5年12月8日 令和5年笛吹市議会第4回定例会で答弁 令和6年4月26日 令和6年度課題協議で内容を協議		
問題・課題			
対応策	今後のスケジュールは次のとおり。 令和6年6月26日 市議会定例全員協議会で説明 6月27日 例規審査委員会で規則、要綱を審査 7月以降 検討委員会において協議		
協議結果	【報告事項確認了】		

笛吹市教育委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長

笛吹市教育委員会規則第 号

笛吹市教育委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、笛吹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部の委任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委任事務)

第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち文化施設の在り方に関する検討に係る事務を総合政策部長に委任する。

(権限委任の留保)

第3条 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、市長と協議して前条の規定により委任した事務を自ら行うことができるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

笛吹市告示第 号

笛吹市文化施設の在り方に関する検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市文化施設の在り方に関する検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市の文化施設について、将来を見据えた望ましい文化施設の在り方に関する検討をするため、笛吹市文化施設の在り方に関する検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 市の文化施設の在り方に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 前条各号に掲げる事項について指導及び助言を求めるため、委員会にアドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から報告の完了日までとする。

2 委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会を代表し、その会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(謝金)

第7条 委員が会議に出席したときは、委員長にあっては1回当たり6,500円、委員にあっては1回6,000円の謝金を支給することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合政策部政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後に最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

令和6年度

関係団体等		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
庁内	政策課	要綱制定 検討委員選定											
	市長協議・庁議	● 課題協議		● 庁議									
議会	全員協議会			● スケジュール 等説明									
検討委員会	検討委員会				●	●		●	●	●	●	●	●
	美術館・博物館 運営協議会				● スケジュール 等説明								

令和7年度

[illegible]

別記様式(第 5 条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ <u>報告事項</u>		令和 6 年 6 月 13 日提出	
件名	新たな英語教育プログラムの導入に伴う 自治体間交流協定について	部局名	総合政策部
概要	学習指導要領の改訂に伴い、令和 2 年度から、小学校 3 年生以上の学年で外国語の授業を実施している。現在、市内小中学校には、外国語指導助手(ALT)を 10 人配置しており、6 人は民間事業者との派遣契約、4 人は総務省の外国青年招致事業(JET プログラム)により任用している。しかし、派遣契約は交付税措置等がなく全額市が負担し、JET プログラムは、自己研鑽として短期的に初来日する若者が多く、すぐに ALT として役割を果たすことが難しいことや、日常的なサポートを職員が対応することなど、課題を抱えている。 そのような中、英語講師の派遣事業やオンライン英会話運営事業を行っている事業者から、フィリピン人の ALT を活用した新たな英語教育プログラムについて提案を受けた。その内容は、ALT の増員とオンライン英会話授業を行い、日常的に英語に慣れ親しみ、英語力の向上を図るものであり、講師の質が担保されている上、職員の日常的なサポートも必要ない。 については、国際社会で活躍し、市の未来を拓く人材育成を図るとともに、職員の業務負担につなげるため、新たな英語教育プログラムの導入に向け、取組を進めていくこととなったので報告する。		
経過	令和 6 年 5 月 27 日 事業者からの提案 令和 6 年 6 月 7 日 懸案協議で内容を協議		
問題課題	外国自治体との自治体間交流協定に基づき招致した ALT には、交付税が措置される。事業者からは、この制度を活用した ALT の配置を提案されており、取組を進めるためには、今後選定する外国自治体と新たに自治体間交流協定を締結する必要がある。		
対応策	新たな英語教育プログラムの導入に向け、外国自治体と新たに自治体間交流協定を締結する。想定しているスケジュールは別紙のとおり。		

今後の想定スケジュール

令和6年度

- 6月：庁議で報告、全員協議会で議会に方向性を説明
自治体間交流の候補地選定
- 7月：市長同士でオンライン顔合わせ
- 8月：協定締結先自治体への渡航準備、渡航、調印式
- 10月～11月：ALT採用面接（フィリピン現地）
- 12月：オンライン英会話レッスン実施調査（市内小中学校のネット環境等）
- 1月：オンライン英会話の接続テスト等
- 2月：ALT住居決定・家具、水道光熱の手配等
- 3月：ALT入国・研修、授業準備等

令和7年度

- 4月～ ALT勤務開始
オンライン英会話は、順次進められる小中学校から導入

※議会对応等を除き、上記のほぼ全ての取組を事業者が主導で進めていく。

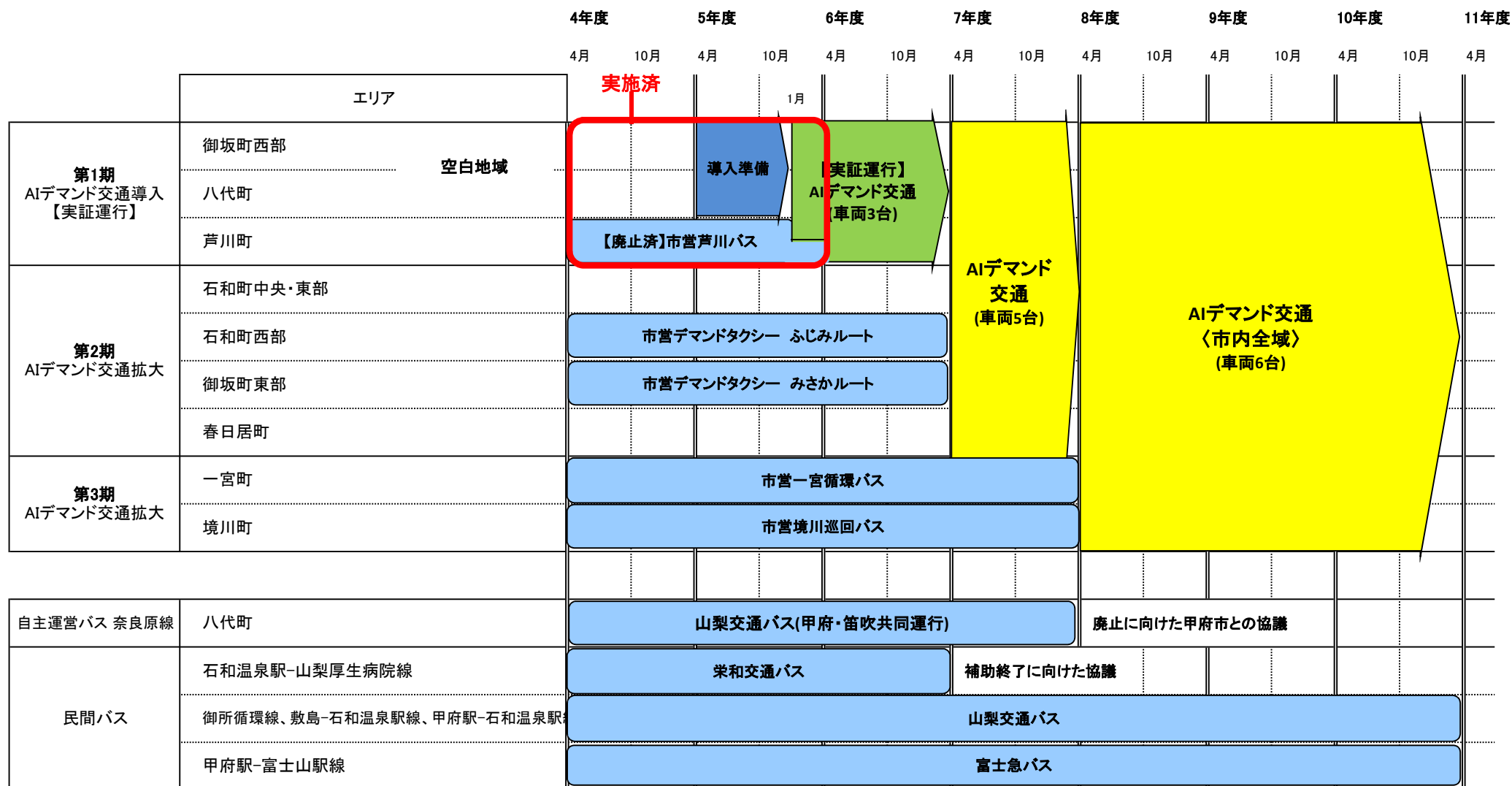
別記様式(第 5 条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 6 年 6 月 13 日提出	
件 名	AI デマンド交通の本格運行移行 及び運行エリア拡大について	部局名	総合政策部
概要	本市では、令和 5 年 3 月に策定した「笛吹市地域公共交通計画」に基づき、3 期に分けて市内全域へ展開していくスケジュールで、令和 6 年 1 月 15 日から AI デマンド交通「のるーと笛吹」の実証運行（第 1 期）を開始した。 これまでの実証運行の稼働状況や利用状況、利用者の意見、評価などを検証した上で、令和 6 年 6 月 5 日に開催した懸案協議において、今後の対応について協議した結果、市の方針として、令和 7 年 4 月からの本格運行移行及び運行エリア拡大（第 2 期・第 3 期）が決定された。 今後、本格運行開始に向け、運行管理システムの改修、新たな乗降ポイントの選定等の準備を進める。		
経過	令和 6 年 1 月 AI デマンド交通「のるーと笛吹」実証運行開始 令和 6 年 4 月～5 月 実証運行の稼働状況や利用状況の分析 利用者アンケートの実施 令和 6 年 6 月 懸案協議で内容を協議		
問題・課題	本格運行移行及び運行エリア拡大については、笛吹市地域公共交通会議での協議、運行事業者、地域等へ丁寧な説明を行い、理解を得ながら進める必要がある。		
対応策	今後の予定は以下のとおり。 令和 6 年 6 月 24 日 地域公共交通会議で協議 6 月 26 日 市議会定例全員協議会へ報告 7 月～ システム事業者、運行事業者との契約（債務） 区長会で説明、乗降ポイント選定、説明会実施等 11 月 運行許認可申請 令和 7 年 4 月～ 本格運行開始		
協議結果	【報告事項確認了】		

笛吹市地域公共交通再編スケジュール

資料 1



AI デマンド交通実証運行の状況及びアンケート結果について

1 運行概要について

(1) 運行期間

令和 6 年 1 月 15 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(2) 運行エリア

御坂町（西部）、八代町（全域）、芦川町（全域）、石和町（一部）

(3) 運行日時

月曜日から土曜日（日祝日、年末年始（12 月 29 日～1 日 3 日）は運休）

8 時 00 分から 18 時 00 分まで

(4) 運行車両（乗客定員 8 人）

3 台（ハイエースグランドキャビン）

(5) 運賃

大人（中学生以上）300 円

高齢者（75 歳以上）、障がい者 200 円

小人（小学生）100 円

乳幼児無料

(6) 利用対象者

市民（笛吹市に住民票のある人）

市外在住で、笛吹市内への通勤・通学、親族の介護、帰省などのために利用を希望する人

2 利用状況について

(1) 利用登録者数（令和 6 年 5 月 31 日時点）

2,666 人

(2) 利用者数（運行開始から 5 月 31 日までの 112 日間）

3,004 人（運行日 1 日あたり 26.8 人の利用）

電話予約とアプリ予約の割合＝49：51

(3) 月別利用者数推移（日当たり利用者数）

1 月 231 人（15.4 人/日）

2 月 505 人（22.0 人/日）

3 月 665 人（26.6 人/日）

4 月 745 人（29.8 人/日）

5 月 858 人（35.8 人/日）

＊5 月実績は速報値

3 利用者アンケートについて

(1) アンケート概要

ア 実施期間

令和6年4月25日～令和6年5月17日

イ 対象者

令和6年4月20日までにのるーと笛吹を利用した人

ウ 対象者数

317人

エ 調査方法

対象者へ回答用紙を郵送

オ 回答方法

回答用紙を窓口へ提出もしくはQRコードからインターネット回答

カ 回答用紙提出場所

のるーと笛吹車内、企画課窓口、御坂支所、八代支所、芦川支所

(2) アンケート結果

ア 有効回答数

194件

イ 回答結果（抜粋）

(ア) 満足度

回答	満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満
回答数	115	54	9	7	2
割合	61.5%	28.9%	4.8%	3.7%	1.1%

(イ) 満足していない点や改善した方がいいと思う点について

回答	予約が大変	乗車時間が不確実	降車時間が不確実	待ち時間が長い	アプリ操作が難しい	目的地まで時間がかかる	乗降場所までの距離が遠い	運賃が高い	運行開始時間が遅い	運行終了時間が早い	目的地に停留所がない	運行エリアが狭い	特になし	その他
回答数	13	12	18	3	9	3	20	12	29	58	43	49	43	32
割合	3.8%	3.5%	5.2%	0.9%	2.6%	0.9%	5.8%	3.5%	8.4%	16.9%	12.5%	14.2%	12.5%	9.3%

(ウ) 運賃について

回答	高い	適正	安い
回答数	19	149	24
割合	9.9%	77.6%	12.5%

(エ) 運行開始時間について

回答	開始が遅い	適正	開始が早い
回答数	56	135	1
割合	29.2%	70.3%	0.5%

(オ) 運行終了時間について

回答	終了が早い	適正	終了が遅い
回答数	103	85	4
割合	53.6%	44.3%	2.1%

(カ) 運行日について

回答	少ない	適正	多い
回答数	106	84	1
割合	55.5%	44.0%	0.5%

(キ) 本格運行及び運行エリア拡大を望むかについて

回答	望む	どちらとも言えない	望まない
回答数	173	16	4
割合	89.6%	8.3%	2.1%

4 実証運行状況のまとめ

- (1) 利用登録者数は運行開始から順調に増えている（4月末時点で2,604人）
- (2) 利用者も運行開始から高齢者を中心に増加傾向にある。
（4月実績 1日平均29.8人）
- (3) 利用者の満足度は非常に高く、本格運行やエリア拡大を望む声が大半である。
（満足＋やや満足 90.4%、本格運行を望む 89.6%）
- (4) 利用者からは運行時間、運行日の拡大の声もあがっているが、一方で、運行事業者からはタクシーとの共存を望む声もある。
- (5) 狭い道路での走行の危険性があることから、乗降ポイントの移動、車両サイズの小型化を検討する必要がある。

AI デマンド交通本格運行及び第 2 期運行内容（案）

1 名称

笛吹市 AI デマンド交通「のるーと笛吹」

2 運送種別

道路運送法第 4 条の規定による一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）

3 事業主体

笛吹市

4 業務委託先

(1) AI 配車システム

ネクスト・モビリティ株式会社

(2) 運行

笛吹市内のタクシー事業者のうち、道路運送法第 4 条の規定による一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）の審査基準を満たした資格、設備、体制等が整っている事業者から見積もり合わせにて選定

5 運行方法

AI 配車システムを活用した停留所方式によるデマンド型乗合交通とする。

運行エリア、運行時間、停留所を設定し、利用者からの予約に基づき「乗り合い方式」で運行する。

予約のあった停留所間を AI 配車システムの指示を基に運行し、予約のない停留所は経由しない。

6 運行エリア

石和町（全域へ拡大）、御坂町（全域へ拡大）、八代町、春日居町、芦川町

7 運行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

8 運行日

月曜日から土曜日（日曜、祝日、年末年始（12/29 から 1/3）は運休）

9 運行時間

8 時から 18 時まで（始発：予約停留所 8 時発、最終：予約停留所 18 時発）

10 運行車両、乗車人数

(1) ワンボックス車両 3 台（ハイエース グランドキャビン）

車両 1 台の利用人数は 8 人（助手席を除く）

(2) ミニバン車両 2 台（新規追加）

車両 1 台の利用人数は 5 人（助手席を除く）

- (3) (1)、(2)の車両は市で準備し、受託事業者へ貸与する。日常的な点検を除く、法定点検等のメンテナンスは市（別途契約するシステム会社もしくはリース会社が手配）が対応する。

11 停留所の設定等

地域のコミュニティ施設、ゴミ収集場所や市役所、駅、商業施設、病院等の移動目的施設に設定し、市が標識ポール等を設置する。

第 1 期は 183 か所設置

第 2 期は約 200 か所の新規設置を想定（対象行政区と協議予定）

12 運賃

- (1) 区間均一で、1 乗車毎に支払う。

- (2) 運賃額は次のとおりとする。

ア 大人（中学生以上）	300 円
イ 高齢者（75 歳以上）	200 円
ウ 障害者（手帳所持）	200 円
エ 小人（小学生）	100 円
オ 幼児（未就学児）	無料
カ 乳児（1 歳未満）	無料

13 利用対象者

- (1) 笛吹市に住民登録している方
- (2) 1 人で乗り降りできる方（介助者が同乗する場合は可）
- (3) 市外の方で笛吹市内に親族のいる方（実家への帰省、親族の介護などの特別な理由がある場合に限り、笛吹市内の親族からの申請により一定期間限定での利用。更新制）
- (4) 市外の方で笛吹市内の学校や事業所に通っている方（他に交通手段がないなどの特別な理由がある場合に限り、学校長、事業主からの申請により一定期間限定での利用。更新制）
- (5) 事前に利用者登録を行った方
- (6) (1)、(5)にかかわらず、高齢者、障がい者等で介助を必要とする方の介助のために同乗する介助者に限り、市外の方でも利用できるものとする。

14 利用登録

- (1) 利用する際にはあらかじめ利用者登録を行い、登録者には「利用者登録カード」を発行する。
- (2) 利用登録は、登録場所への提出のほか、スマートフォンアプリ、郵送、電話、ファックスで受け付けることができるものとする。

15 利用方法

- (1) 利用者は、あらかじめ予約専用の電話番号（フリーダイヤル）への電話もしくは、スマートフォンアプリから、乗車する日、発着停留所、出発時間等を予約する。
- (2) 予約の受付時間は、電話の場合は有人が運行日の9時から17時、無人が休みなく24時間、スマートフォンアプリの場合は、システムメンテナンス等の時間を除き、休みなく24時間できるものとする。
- (3) 利用する日の7日前から利用直前まで予約可能とする。
- (4) その他、利用促進を図るための登録方法、予約方法等の改善については、運行事業者と協議のうえ定める。

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 6 年 6 月 13 日提出	
件 名	熱中症に対する取組について	部局名	市民環境部 保健福祉部
概要	国は、熱中症による健康被害を防止するため、気候変動適応法を一部改正し、令和 6 年 4 月 1 日に施行した。改正法では、法律上の位置づけのなかった熱中症アラートを「熱中症警戒情報」として法律に位置づけるとともに、より深刻な健康被害が発生する可能性のある極端な高温時に備え、一段上の「熱中症特別警戒情報」を新設するなど、これまで以上に熱中症対策が強化された。 法改正に伴い、市町村において、次の業務に取り組むこととなった。 1 熱中症特別警戒情報の市民等への情報提供 2 指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の指定 市町村は、適当な冷房設備を有する等の要件に該当する施設をクーリングシェルターとして指定することができる。		
経過	令和 6 年 5 月 28 日(火) 懸案協議で内容を協議		
問題・課題	気候変動の影響により、国内の熱中症死亡者数は増加傾向が続いており、近年では年間 1,000 人を超える年もあるなど、熱中症の被害は深刻化している。本市でも、市民等の健康被害を防止するため、危険な暑さから避難できる場所を確保する必要がある。		
対応策	1 事務分掌は次のとおりとする。 (1) 熱中症警戒情報の市民等に対する情報提供 → 健康づくり課 (2) クーリングシェルターの指定及び公表 → 環境推進課 2 令和 6 年 7 月 1 日から、次の施設をクーリングシェルターに指定する。 (1) 公共施設(5 施設) 石和図書館、御坂図書館、一宮図書館、八代図書館、春日居ふるさと図書館 ※開設日時については、施設の開館日及び開館時間内とする。 (2) 民間施設(4 店舗 5 施設) 県の環境・エネルギー政策課経由で、ウエルシア薬局株式会社から協力の申出があったため、以下の施設を指定する。 なお、気候変動適応法第 21 条第 3 項において、市有施設以外を指定する際は、当該施設の管理者と協定を締結することとされているため、令和 6 年 7 月 1 日にウエルシア薬局株式会社と協定締結を行う。 【指定する 4 店舗 5 施設】 石和店(井戸)、石和市部店、マーケットタウン御坂店(夏目原)、笛吹春日居小松店(調剤、ウエルカフェの 2 施設)		
協議結果	【報告事項確認了】		

別記様式(第 5 条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ <u>報告事項</u>		令和 6 年 6 月 13 日提出	
件 名	「こどもまんなか応援サポーター」宣言について	部局名	子供すこやか部
概要	こども家庭庁では、子どもたちのために何が最も良いことなのかを常に考え、子どもたちが健やかで幸せに成長できる、こどもまんなか社会の実現を目指しており、その趣旨に賛同する企業・個人・地方自治体等が「こどもまんなか応援サポーター」を宣言し、その取組を自ら SNS 等で発信する、こどもまんなか応援プロジェクトを進めている。 本市では、市の将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向け、子育てしやすいまちづくりを推進しており、こどもまんなか応援サポーター宣言はその取組と合致している。 ついては、令和 6 年 7 月 4 日(木)に笛吹市スコレーセンターで開催する「ふえふき子育て支援フェア 2024」において、市長が「こどもまんなか応援サポーター」を宣言することとなったので報告する。		
経過	令和 5 年 5 月 こども家庭庁がこどもまんなか応援プロジェクトを開始 令和 6 年 5 月 27 日 懸案協議で内容を協議 ※県内では、甲府市、大月市、都留市、韮崎市、山梨市及び甲斐市の 6 市が「こどもまんなか応援サポーター」を宣言している。		
問題課題	宣言に伴う新たな事業実施の必要はないが、既存の活動やイベントなどで子育てに関連する取組があれば、積極的に関連づけ、庁内一丸となって子育て世帯を支える機運を醸成する必要がある。		
対応策	子育て世帯に関連する活動やイベント等を実施する際は、「#こどもまんなかやってみた」をつけて、市の SNS 等で発信を行い、本市は「こどもまんなか応援サポーター」であるとともに、子どもや子育て家庭を応援する取組を推進していることを周知していく。		
結果	【報告事項確認了】		

こどもまんなか応援サポーター宣言(案)

笛吹市は、こども家庭庁が掲げる、こどもたちのために何がもっともよいことを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」となることを宣言します。

1 笛吹市が行う「こどもまんなか」なアクション（取組）

笛吹市は、第二次笛吹市総合計画基本構想で掲げる将来像「ハートフルタウン 笛吹～優しさあふれるまち～」を実現するため、3つの基本目標を定め、様々な施策を展開しています。この基本目標のうち、「幸せ実感 ころも豊かに暮らせるまち」を目指して、子育てしやすいまちづくりのための事業を実施しています。

主な事業は次のとおりです。

(1) 子育てを支える環境づくり

ア 子育てと仕事の両立サポート

- (ア) 子どもすこやか医療費助成事業
- (イ) 児童手当支給事業
- (ウ) 市立保育所完全給食化事業
- (エ) 子育て世代住宅取得補助事業
- (オ) 国民健康保険税 18 歳以下均等割減免事業

イ 特色ある保育環境の充実

- (ア) 保育所 ICT 化推進事業
- (イ) 石和第一保育所整備事業
- (ウ) 児童発達支援センター設置支援事業

ウ 子育て支援に関する切れ目ない相談体制の充実

- (ア) 春日居地域子育て支援センター整備事業
- (イ) 出産・子育て応援交付金事業

エ 子育て包括支援の確立

子ども家庭総合支援拠点事業（「こども家庭センター」の設置）

(2) 未来を担う青少年を育む環境づくり

ア 青少年に関する相談体制の充実

教育相談事業

イ 青少年の見守り体制の充実

(ア)御坂学童保育施設整備事業

(イ)芦川学童保育施設整備事業

ウ 青少年の学習支援

放課後子ども教室事業

エ 青少年にとっての安全な地域づくり

青少年育成事業

2 宣言に基づく発信

(1) こどもまんなか宣言の趣旨に合致する取組について、市の SNS 等において「#こどもまんなかやってみた」をつけて積極的に発信します。

(2) 市民及び市内事業者の皆様に対し、「こどもまんなか」に向けた取組の実施・参加・発信を呼びかけ、その取組について市ホームページで紹介します。

3 こどもまんなか応援サポーター

(1) こどもまんなか応援サポーターとは、サポーター自身が考える「こどもまんなか」な様々なアクションを実行することで、こどもまんなか社会の実現を目指すこと。

(2) 新たな予算が懸るとかではなく、既存の事業のなかに「こどもまんなか」というワードをあてはめていただくことで可能なアクションが取れることを対象とします。

別紙

1 他市の状況

市名	宣言日	備考
甲府市	令和5年7月4日	市HPで宣言
大月市	令和5年7月10日	市HPで宣言
都留市	令和5年8月7日	市HPで宣言
韮崎市	令和5年9月21日	市職員研修と併せたセミナーを開催し、市長が宣言
山梨市	令和5年10月18日	木育イベントを開催し、市長が宣言
甲斐市	令和5年11月25日	保育園の「こどもはっぴょうかい」冒頭で市長が宣言

2 「こどもまんなか応援サポーター」

令和5年5月から開始

3 「こどもまんなか月間」

年2回（5月頃、11月頃）

2024

ふえふき子育て支援フェア

子育て支援センターや地域の子育て支援を知ろう！

笛吹市には
どんな園が
あるの？

こども園・保育園
幼稚園等の紹介

笛吹市にはどんな
子育て支援が
あるのかな？

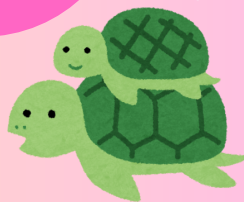
子育て支援センター
病児保育
ファミサポなど
の紹介

入園申込はいつ？

1号2号3号ってなぁに？

こども園と保育園は
何がちがうの？

入園に関する
制度などの
情報提供



2024年 7月4日（木）AM9：30～12：30

笛吹市スコレーセンター

（笛吹市石和町広瀬626-1）



参加方法

事前予約制

締切6月30日（日）



対象

妊娠中の方とそのパートナー、子育て中の親子
子育てに興味・関心のある方

＊笛吹市への転居や移住を考えている方も含みます

※当日参加枠もあり

※右上のQRから事前予約して

いただくと、当日受付がスムーズです

同時開催♪

映画上映会

10：00～11：30

会場 スコレーセンター
集会室

観覧無料



”ママをやめてもいいですか！？”

子は大切に愛おしい。だからこそ、
ときどき苦しい。思わず手をたたいて
笑い、声を出して泣き、うんうんと共
感できる、そんな素敵な映画です

親子一緒に鑑賞できます♪

途中入退場自由・ベビーカー入場可



共催 子育て支援センター連絡協議会ふえふき（KORENふえふき）・笛吹市
お問合せ 市内各子育て支援センター

きっずいちのみや 0553-47-1345
きっずいさわ 055-225-5057
わかばほいくえん 080-8426-8936

きっずみさか 055-261-8688
ゆうゆうゆう 0553-39-9766

きっずやつしろ 055-265-5252
えいわ 055-262-3880